

地域福祉計画（第3次）の取組状況等について

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

市民が地域の課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成と、様々な課題を「丸ごと」受け止める相談支援のネットワーク整備に努めます。

施策（1）見守り体制・つなぎ機能の強化

総合保健福祉計画で掲げる包括的な相談支援体制に基づき、各小学校区における発見・相談・見守り体制の強化とネットワークの整備を進めます。

- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援の実施
対象者別相談延件数

	合計
平成 28 年度（14 人）	13,149 件
平成 29 年度（14 人）	13,724 件
平成 30 年度（14 人）	13,624 件

（ ）内は年度末時点のCSWの人数

- ・健康福祉セーフティネットの推進

	開催小学校区数	開催回数
平成 28 年度	31 校区	214 回
平成 29 年度	32 校区	219 回
平成 30 年度	32 校区	215 回

施策（2）地域福祉活動の推進

地域住民が地域課題に気づき、共感し、「我が事」と認識することができるような地域づくりを推進します。また、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、お互いにつながり支え合えるような環境整備に努めます。

- ・社会福祉法人の地域貢献への指導・助言

社会福祉法人による社会福祉充実計画にかかる意見聴取を行う地域協議会を地域福祉推進分科会に設置することとしました。

地域協議会開催回数	
平成 30 年度	0 回

・福祉事業推進基金について

【積立状況】

(単位：円)

	寄附金	一般財源	積立額	取崩し額	年度末残高
平成28年度	4,460,658	9,342	4,470,000	62,195,000	1,119,645,000
平成29年度	1,537,796	7,204	1,545,000	45,950,000	1,075,240,000
平成30年度	803,940	6,060	810,000	43,300,000	1,032,750,000

【充当状況】

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
私立保育所等建設補助事業	50,000	40,000	40,000
地域活動支援センターⅢ型 開設促進事業	9,195	4,957	-
障害者社会参加促進事業	-	-	3,190
ぷらっとホーム開設補助事業	3,000	999	110

・地区行動計画を策定している地区数【社会福祉協議会】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地区行動計画策定地区数	9地区	9地区	9地区

施策(3) 民生委員・児童委員活動の推進

市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動について、市民への周知・啓発を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を進めることにより、民生委員・児童委員活動の推進に努めます。

(参考) 民生委員・児童委員委嘱状況

	平成28年度	令和元年度
民生委員・児童委員委嘱数	340人	333人
民生委員・児童委員定数	382人	382人
充足率	89.0%	87.2%
主任児童委員委嘱数	30人	31人
主任児童委員定数	32人	32人
充足率	93.8%	96.8%

(各年度とも12月1日時点)

(参考) 令和元年度改選時の退任・新規/継続委嘱状況

	退任	新規委嘱	継続委嘱
令和元年度	80人	58人	306人

(令和元年12月1日時点)

- ・ 民生委員・児童委員活動の市民への普及・啓発
民生委員・児童委員、主任児童委員街頭啓発活動

	実施日	実施場所
平成 28 年度	5 月 22 日	阪急茨木市駅、阪急南茨木駅、J R 茨木駅
平成 29 年度	5 月 21 日	立命館大学大阪いばらきキャンパス、J R 茨木駅
平成 30 年度	5 月 20 日	立命館大学大阪いばらきキャンパス

- ・ 民生委員・児童委員地区委員会での研修実施

		平成 29 年度	平成 30 年度
参加回数		45 回	66 回
テーマ	高齢者福祉サービス	9 回	11 回
	生活困窮者自立支援事業	-	12 回
	生活保護制度	3 回	4 回
	障害福祉サービス	3 回	3 回
	健康づくり、予防接種	2 回	3 回
	介護保険制度	8 回	6 回
	国民健康保険	-	8 回
	年金制度	2 回	2 回
	後期高齢者医療制度	13 回	2 回
	子育て支援、児童虐待	5 回	8 回
	人権	-	7 回

施策（４） 更生保護活動の推進

過去に罪を犯した人たちの地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。

- ・ 茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援

【来所者数（月平均）】

	人数
平成 28 年度	115 人
平成 29 年度	137 人
平成 30 年度	112 人

・「社会を明るくする運動」の推進

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるように、「社会を明るくする運動」において啓発のための行事や街頭宣伝活動等を実施しています。

1. 「社会を明るくする運動」街頭啓発活動

	実施日	実施場所	参加者数
平成 28 年度	7 月 1 日	阪急茨木市駅、阪急南茨木駅、JR 茨木駅	154 人
平成 29 年度	7 月 3 日	阪急茨木市駅、阪急南茨木駅、JR 茨木駅	155 人
平成 30 年度	11 月 19 日※	阪急茨木市駅、阪急南茨木駅、JR 茨木駅、 JR 総持寺駅	127 人

※平成 30 年度は、大阪北部地震のため 11 月に延期

2. 「社会を明るくする運動」市民大会

	実施日／場所	内容	来場者数
平成 28 年度	7 月 9 日 クリエイトセンター	演奏、講演	322 人
平成 29 年度	7 月 8 日 クリエイトセンター	演奏、講演	352 人
平成 30 年度	7 月 14 日 クリエイトセンター	演奏、講演	352 人

基本目標 2 健康にいきいきと自立した生活を送る

生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るために専門的な支援が提供できる体制整備を行います。

施策（1）生活困窮者の自立に向けた支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事が見つからない、将来に不安があるなど、困難を有する生活困窮者が制度の狭間に陥らないように、様々な機関と連携した支援体制の寿実を推進します。

・生活困窮者の早期発見・早期支援

1. 暮らしサポートセンター「あすてっぷ茨木」での新規相談件数

	相談件数
平成 28 年度	542 件
平成 29 年度	404 件
平成 30 年度	459 件

2. 相談者の主訴（複数回答可）の上位 5 項目と新規相談件数に占める割合

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
収入・生活費のこと	323 件	59.6%	240 件	59.4%	280 件	61.0%
病気や健康、障害のこと	175 件	32.3%	133 件	32.9%	152 件	33.1%
仕事探し、就職について	136 件	25.1%	121 件	30.0%	132 件	28.8%
家賃やローン支払い	134 件	24.7%	102 件	25.2%	116 件	25.3%
住まいについて	107 件	19.7%	83 件	20.5%	108 件	23.5%

・就労支援対象者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就労支援対象者数	78 件	52 件	64 件

・生活困窮者自立支援事業の就労支援による就労実績・増収実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就労・増収実績	71 件	42 件	28 件

・子どもの学習支援事業の推進

学習・生活支援事業の実績

	平成 29 年度	平成 30 年度
北ブロック	20 人	24 人
東ブロック	14 人	16 人
西ブロック	8 人	9 人
中央ブロック	14 人	10 人
南ブロック	20 人	16 人

・生活困窮者自立支援との連携【社会福祉協議会】

1. 生活福祉資金貸付事業

	平成 30 年度		
	相談 件数	貸付 件数	貸付総額
福祉資金	258 件	71 件	47,950,000 円
総合支援資金	20 件	1 件	600,000 円
臨時特例つなぎ資金			
不動産担保型生活資金	6 件	0 件	0 円
緊急小口資金	63 件	8 件	542,000 円
生活復興資金	0 件	0 件	0 円
合計	347 件	80 件	49,092,000 円

2. 善意銀行事業

物品預託された家電（テレビ、扇風機、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器など）や食料品（乾物、缶詰、レトルト食品など）や購入した食料品を必要に応じて生活困窮者自立支援事業及び学習・生活支援事業への支援で活用している。

施策（2）生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

生活困窮者の支援においては、個別の支援だけではなく、地域として生活困窮者等の早期発見や見守りができる体制を整備し、働く場や参加する機会を広げていくことが必要となります。生活困窮者が社会とのつながりを実感できるような地域づくりを目指します。

・スマイルオフィス事業の推進

受入人数および就労実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受入人数	7 人	6 人	7 人
就労実績	2 人	3 人	3 人

基本目標 3 “憩える・活躍できる” 場をつくる

身近な地域で憩える居場所と、一人ひとりが培った力をいかせる場・機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

施策（1） 地域で活躍できる人材の育成

地域住民が、それぞれの個性や能力に応じた役割を担い、地域で活躍することができるような環境づくりを推進します。

・地域福祉活動の担い手づくり【社会福祉協議会】

1. ボランティア体験プログラム（7～9月）

協力施設・団体数：47 か所 68 プログラム

内容：1日から数日でも気軽にボランティアが体験できるプログラム

体験者数：延 245 人

2. ボランティア講座

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養成講座メニュー数	5 種類	5 種類	6 種類

・福祉教育の充実【社会福祉協議会】

小学校：19 校、 中学校：6 校、 高校：1 校、 自治会：1 団体で実施

施策（2） 地域の交流・活動拠点づくりの推進

地域での活動を支援していくためには、活動のための拠点の充実が必要です。地域住民の身近なところで地域福祉活動が展開され、きめ細やかな支援が提供されるように、活動拠点づくりを推進します。

・ぷらっとホーム事業推進【社会福祉協議会】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ぷらっとホーム設置数	5 か所	6 か所	8 か所

基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

施策（１） 権利擁護の推進

①市民後見人の養成・活用

1. 市民後見人養成講座受講者・バンク登録者の状況 (人)

	オリエンテーション参加者	基礎講習受講者	実務講習修了者	バンク登録者	
					移管
平成 28 年度	16	4	4	4	
平成 29 年度	21	4	3	2	1
平成 30 年度	14	6	5	4	
計	51	14	12	11	

2. 市民後見人の活動状況 (件)

	受任	辞任	活動中
平成 29 年度	0	0	0
平成 30 年度	1	1	0

②成年後見審判（法定後見）市長申立てによる権利擁護 (件)

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	合計
平成 28 年度	4	0	3	6
平成 29 年度	2	2	0	4
平成 30 年度	5	1	0	6

③日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

1. 相談、問合せ件数

認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	計
133 件	80 件	78 件	3 件	294 件

2. 平成 30 年度末契約件数

認知症高齢者 (再掲：生保受給者)	知的障害者 (再掲：生保受給者)	精神障害者 (再掲：生保受給者)	計
30 件 (20 件)	25 件 (6 件)	31 件 (21 件)	86 件 (47 件)

3. 平成 30 年度末待機者数

待機者数
11 人

基本目標 5 安全・安心で必要な情報が活かされる

発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制や、災害等の緊急時に市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制を整備します。

施策（2） 災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握

地域で支え合い、助け合う関係を築く中で、要配慮者を把握し見守り、災害時等の緊急時に安否確認や支援を行うことができる仕組みを整備します。

・ネットワークを通じた要配慮者の把握

災害時避難行動要支援者名簿の状況（各年度1月1日時点）

	名簿掲載人数
平成 28 年度	9,377 人
平成 29 年度	9,410 人
平成 30 年度	9,226 人

・災害ボランティアセンターの設置【社会福祉協議会】

活動期間	平成 30 年 6 月 19 日(火)～平成 31 年 3 月 31 日(日)
ニーズ（依頼）受付件数	2,250 件
内容	家具移動、部屋の片づけ、灯籠、ブルーシートがけ、ゴミだし 等
ボランティア受付（登録）人数	延べ 2,562 人【活動者数：6,096 人】 個人：1,581 人、団体：70 団体（981 人）
他府県市町村社会福祉協議会からの運営支援人数	延べ 169 人 （大阪府、20 市、5 町、1 村）
日本赤十字社から運営支援人数	延べ 79 人（29 日間）
活動車両登録数	53 台（市から借用の 2t ダンプ 1 台、軽トラ 5 台、軽バン 5 台を含む）
がれき等処理量（H30. 7.26 時点）	111.14 トン（市全体の 7.9%）
家財等処理量（H30. 7.26 時点）	41.21 トン
障害者移送サービス	1 件（約 2 週間で 5～6 回通院目的）
電話受付回線	4 回線
携帯電話の提供	6 回線：大阪府社会福祉協議会 5 回線：ソフトバンク

・地域力をいかし、災害に備える福祉活動の実施【社会福祉協議会】

【災害ボランティアセンター研修会等の実施】

実施回数 3 回、 参加延べ人数 149 人

基本目標 6 社会保障制度の推進に努める

生活保護制度や介護保険制度等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。

施策（１） 生活保護制度の適正実施

- ・生活保護制度の適正実施・個別支援
別紙 2 参照
- ・生活保護制度との連携【社会福祉協議会】
被保護世帯に対して、「生活福祉資金貸付事業」による貸付や「日常生活自立支援事業」などの支援を通じて、制度と連携した支援を行っています。

施策（２） 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

- ・社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

1. 実地指導

	障害福祉サービス事業所	介護保険サービス事業所
平成 28 年度	21 事業所	56 事業所
平成 29 年度	33 事業所	56 事業所
平成 30 年度	48 事業所	83 事業所

2. 集団指導

	障害	居宅等	地域密着
平成 28 年度	231 事業所	577 事業所	71 事業所
平成 29 年度	252 事業所	549 事業所	79 事業所
平成 30 年度	252 事業所	397 事業所	0 事業所

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

北摂各市の生活保護費の支出状況

単位:円

市名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
茨木市	生活保護費	7,141,256,071	6,982,857,504	6,706,651,824	6,425,498,340	6,085,123,438
	保護世帯数	2,925	2,876	2,838	2,779	2,689
	世帯あたり 保護費(年)	2,441,455	2,427,975	2,363,161	2,312,162	2,262,969
	世帯あたり 保護費(月)	203,454	202,331	196,930	192,680	188,580
	保護費順位 (高い順)	4	4	6	7	7
豊中市	生活保護費	18,478,682,719	18,429,447,946	18,391,746,316	18,664,738,070	18,346,170,358
	保護世帯数	7,502	7,563	7,657	7,671	7,570
	世帯あたり 保護費(年)	2,463,168	2,436,791	2,401,952	2,433,156	2,423,536
	世帯あたり 保護費(月)	205,263	203,065	200,162	202,762	201,961
	保護費順位 (高い順)	3	3	3	1	1
池田市	生活保護費	1,730,372,079	1,579,220,389	1,520,596,366	1,531,285,957	1,583,830,449
	保護世帯数	672	636	644	633	662
	世帯あたり 保護費(年)	2,574,958	2,483,051	2,361,174	2,419,093	2,392,493
	世帯あたり 保護費(月)	214,579	206,920	196,764	201,591	199,374
	保護費順位 (高い順)	1	1	7	2	2
吹田市	生活保護費	10,417,211,398	10,556,766,934	10,498,806,273	10,310,038,944	10,230,140,542
	保護世帯数	4,349	4,411	4,416	4,335	4,332
	世帯あたり 保護費(年)	2,395,312	2,393,282	2,377,447	2,378,325	2,361,528
	世帯あたり 保護費(月)	199,609	199,440	198,120	198,193	196,794
	保護費順位 (高い順)	5	6	5	6	3
高槻市	生活保護費	10,021,752,340	10,455,744,137	10,220,346,679	10,154,117,276	9,987,809,984
	保護世帯数	4,234	4,245	4,256	4,261	4,254
	世帯あたり 保護費(年)	2,366,970	2,463,073	2,401,397	2,383,036	2,347,863
	世帯あたり 保護費(月)	197,247	205,256	200,116	198,586	195,655
	保護費順位 (高い順)	6	2	4	5	4
箕面市	生活保護費	2,062,040,545	2,240,210,759	2,273,916,031	2,233,589,365	2,113,898,260
	保護世帯数	893	941	944	933	902
	世帯あたり 保護費(年)	2,309,116	2,380,670	2,408,809	2,393,986	2,343,568
	世帯あたり 保護費(月)	192,426	198,389	200,734	199,498	195,297
	保護費順位 (高い順)	6	7	2	3	5
摂津市	生活保護費	2,814,470,580	2,761,596,871	2,821,371,733	2,784,617,026	2,736,836,064
	保護世帯数	1,095	1,139	1,138	1,166	1,183
	世帯あたり 保護費(年)	2,570,293	2,424,580	2,479,237	2,388,179	2,313,471
	世帯あたり 保護費(月)	214,191	202,048	206,603	199,014	192,789
	保護費順位 (高い順)	2	5	1	4	6

保護世帯数は大阪府社会援護課『生活保護統計速報』各年度3月分(当月中に保護を受けた数値)より
 ※H26年度～30年度決算確定値

世帯の内訳(世帯類型別及び世帯人員別)

各年度3月31日現在

【世帯類型別】

年度	総世帯数	高齢者世帯		母子世帯		障害者世帯		傷病者世帯		その他世帯	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
H25	2,835世帯	1,257世帯	44.34%	231世帯	8.15%	347世帯	12.24%	499世帯	17.60%	501世帯	17.67%
H26	2,925世帯	1,369世帯	46.80%	226世帯	7.73%	362世帯	12.38%	461世帯	15.76%	507世帯	17.33%
H27	2,876世帯	1,419世帯	49.34%	209世帯	7.27%	353世帯	12.27%	464世帯	16.13%	431世帯	14.99%
H28	2,838世帯	1,475世帯	51.97%	207世帯	7.29%	359世帯	12.65%	411世帯	14.48%	386世帯	13.60%
H29	2,779世帯	1,498世帯	53.90%	161世帯	5.79%	367世帯	13.21%	346世帯	12.45%	407世帯	14.65%
H30	2,689世帯	1,469世帯	54.63%	145世帯	5.39%	364世帯	13.54%	288世帯	10.71%	423世帯	15.73%

【世帯人員別】

年度	総世帯数	単身世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯		5人以上世帯	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
H25	2,835世帯	2,080世帯	73.37%	517世帯	18.24%	146世帯	5.15%	61世帯	2.15%	31世帯	1.09%
H26	2,925世帯	2,183世帯	74.63%	480世帯	16.41%	164世帯	5.61%	61世帯	2.09%	37世帯	1.27%
H27	2,876世帯	2,178世帯	75.73%	480世帯	16.69%	135世帯	4.69%	58世帯	2.02%	25世帯	0.87%
H28	2,838世帯	2,199世帯	77.48%	443世帯	15.61%	129世帯	4.55%	44世帯	1.55%	23世帯	0.81%
H29	2,779世帯	2,181世帯	78.48%	413世帯	14.86%	120世帯	4.32%	44世帯	1.58%	21世帯	0.76%
H30	2,689世帯	2,140世帯	79.58%	388世帯	14.43%	108世帯	4.02%	31世帯	1.15%	22世帯	0.82%

保護世帯数は大阪府社会援護課『生活保護統計速報』各年3月分(当月中に保護を受けた数値)による

保護動向(開始及び廃止状況)

年度	開始(A)		廃止(B)		増減(A-B)	
	世帯数	対前年度比 (%)	世帯数	対前年度比 (%)	世帯数	対前年度比 (%)
23年度	535	▲20.5	377	▲8.5	158	▲39.5
24年度	498	▲6.9	361	▲4.2	137	▲13.3
25年度	441	▲11.4	389	7.8	52	▲62.0
26年度	452	2.5	367	▲5.7	85	63.5
27年度	354	▲21.7	416	13.4	▲62	▲172.9
28年度	391	10.5	412	▲1.0	▲21	▲66.1
29年度	329	▲15.9	392	▲4.9	▲63	200.0
30年度	355	7.9	412	5.1	▲57	▲9.5

※本市統計資料による(職権保護を含む)

注意: 上記については、各年度の開始廃止を計上しているが、保護世帯数は、前月の廃止を差し引き、当月の開始を足し込んだものであるため、時点の違いから開始廃止と別表の保護世帯数の増減とは一致しない。

法第63条による返還金、法第78条による徴収金
 (審査会での決定状況)

年 度	法第63条 (返還金)		法第78条 (徴収金)			
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	*加算 (件)	金額 (円)	*加算 (円)
平成19年度	99	19,243,967	50	—	25,807,651	—
平成20年度	154	46,403,127	54	—	16,164,290	—
平成21年度	141	57,311,217	51	—	24,854,208	—
平成22年度	124	62,070,760	84	—	28,778,777	—
平成23年度	162	79,730,935	107	—	78,483,298	—
平成24年度	185	54,798,072	104	—	50,118,851	—
平成25年度	191	42,000,723	116	—	55,730,429	—
平成26年度	210	48,169,015	124	4	48,439,105	588,004
平成27年度	258	53,494,164	112	11	43,043,720	2,474,911
平成28年度	183	42,208,307	156	9	48,329,142	4,106,524
平成29年度	221	74,282,613	87	10	34,956,441	3,993,791
平成30年度	195	41,016,380	57	7	24,228,432	1,515,327

各年度3月31日現在

※平成26年7月1日の法改正により、不正受給に係る徴収金について100分の40を乗じた額以下の金額を上乗せすることが可能となった。

生活保護制度の被保護世帯への個別支援等について

① 就労支援制度

就労意欲や稼働能力があるものの、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者であって、支援を受けることに同意している方に対して、就労支援を実施。業務委託により、キャリアカウンセラー等の資格を持つ就労支援員3名が常駐しており、伴走型の支援を行っています。

	平成23年度 (制度導入前)	平成29年度	平成30年度	平成31年度
稼働年齢層人数	1,763	1,608	1,508	1,435
就労人数	433	567	538	501
割合	24.6%	35.3%	35.7%	34.9%

各年度4月1日付

② 年金等受給支援制度

年金や労災保険等の社会保険制度を活用できていない被保護者に対し、業務委託により週に3日、社会保険労務士による相談、年金等受給支援を行っています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談者数	593	716	300
年金受給者数	53	423	78
保護費削減効果	38,699,251円	104,993,102円	29,856,221円

③ 健康管理支援制度

1. 保健師や看護師である健康管理支援員（正規職員2名非常勤嘱託員4名）が、被保護者の医療機関への頻回受診の必要性や後発医薬品利用のチェック、医療機関からのレセプトの内容チェック等を行い、医療費の適正化を行っています。
2. 保健師や精神保健福祉士である健康管理支援員が、生活改善が必要な方等に対して、ケースワーカーに同行して家庭訪問や主治医訪問を行い、専門知識を生かし、自立に向けて、日常生活や社会生活のアドバイスを行っています。
3. また、生活改善が必要な方の中で、40歳～64歳で生活習慣病の自己管理が難しく、自立が困難な方に対して、生活習慣病の重症化予防に関する指導を、業者委託の管理栄養士と当課所属の保健師等がケースワーカーと連携し、約1年間で次のような支援を行っています。

初回訪問：生活習慣や健康に関する意識等を把握するための訪問と栄養指導

継続支援：適切な生活習慣を継続するための支援（訪問や電話等での指導）

評価訪問：初回訪問約1年後に、評価のための訪問と栄養指導

4. 生活保護世帯等の困窮世帯の子どもと親に対し、適切な生活習慣を身につけてもらうために、調理実習を通して健康教育を行い、将来の生活習慣病の発症の予防や自立を助長することで、貧困の連鎖を防ぐことを目的に行なっています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生活保護医療費	3,250,096,956	3,078,419,692	2,970,294,750
世帯当たりの医療費	1,145,207	1,107,744	1,104,609